

(趣旨)

第1条 この要綱は、倒木による被害から人命及び建造物等の財産を保護するとともに、市民による自主的な森林環境の維持及び保全を促進するため、危険木の伐採、伐採に伴う伐根、撤去又は処分(以下「伐採等」という。)を行う者に対し、予算の範囲内において奄美市危険木伐採事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、奄美市補助金等交付規則(平成18年奄美市規則第40号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「危険木」とは、幹周20センチメートル以上かつ樹高5メートル以上の立ち枯れしている、又は傾斜が激しい倒木のおそれのある立木であって、当該立木が倒木した場合において建造物、公道又は電力等を供給する設備(以下「保全対象物」という。)に被害を与えるおそれ又は支障を生ずるおそれのあるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、危険木の所有者又は当該所有者から伐採等の承諾を得た者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象者としな

- (1) 本市の市民税等を滞納しているとき。
- (2) 奄美市暴力団排除条例(平成25年奄美市条例第7号)第2条第2号に規定する暴力団員であるとき。
- (3) 第6条に規定する申請を行う日の属する年度内にこの要綱に基づく補助金の交付を受けているとき(補助対象者と生計を同じくする者を含む。)
- (4) 被害を受けるおそれ又は支障を生ずるおそれのある保全対象物の所有者(当該所有者と生計を同じくする者を含む。この号において同じ。)と危険木の所有者が同一であるとき。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、市内において危険木の伐採等を行う事業であって、次の各号に掲げるいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 危険木が森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項に規定する地域森林計画の対象となる森林の区域にあること。ただし、緊急性が高い等市長が認めた場合はこの限りでない。
- (2) 危険木が個人の所有する土地に定着していること。
- (3) 補助事業が第6条に規定する申請を行った日の属する年度内に完了するものであること。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助事業に要する経費(伐採等を行った危険木を売却する場合にあつては、当該経費から当該危険木を売却した額を控除した経費とする。以下「補助対象経費」という。)に2分の1を乗じて得た額とし、10万円を上限とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、補助事業に着手する前に奄美市危険木伐採事業補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 立木の所有者を証する書類
- (2) 原則として2者以上から徴した補助対象経費の内訳が分かる見積書の写し
- (3) 位置図(補助事業を実施する場所、危険木及び保全対象物の位置が確認できる図面等)
- (4) 伐採等を行う危険木の写真
- (5) 森林所有者承諾書(申請者が危険木の所有者でない場合に限る。)
- (6) その他市長が特に必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、[前条](#)の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、交付の可否を決定し、その旨を奄美市危険木伐採事業補助金交付(不交付)決定通知書(以下「決定通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、[前項](#)の規定により補助金を不交付と決定したときは、決定通知書にその理由を付さなければならない。

(交付の条件)

第8条 市長は、[前条第1項](#)の規定により補助金の交付の決定をするときは、申請者に次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助事業の実施に当たり、近隣住民に当該事業の内容を説明すること。

(2) 補助事業を実施する場所に隣接する土地の境界を確認し、当該土地の所有者に当該事業を実施することについて同意を得ること。

(補助事業の変更等)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該補助事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ奄美市危険木伐採事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書に[第6条各号](#)に規定する書類(変更があったものに限る。)を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、[前項](#)の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、奄美市危険木伐採事業補助金変更(中止・廃止)承認(不承認)通知書により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告書)

第10条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、当該完了の日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに、奄美市危険木伐採事業補助金実績報告書に[次の各号](#)に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業に係る領収書及びその内訳書の写し

(2) 補助事業を実施したことが分かる写真

(3) 危険木の売却額が分かる書類の写し(危険木を売却した場合に限る。)

(4) その他市長が特に必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第11条 市長は、[前条](#)の規定により実績報告書が提出された場合は、その内容を審査し、交付決定の内容に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を奄美市危険木伐採事業補助金交付額確定通知書(以下「確定通知書」という。)により交付決定者に通知するものとする。

2 市長は、[前項](#)の規定による審査を行うに当たり、必要に応じて実地検査を行うものとする。

(補助金の請求)

第12条 確定通知書を受けた交付決定者は、奄美市危険木伐採事業補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、交付決定者が[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 虚偽又は不正な手段により補助金の交付の決定を受けたことが判明したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容又は市長が付した条件に従わなかったとき。

2 市長は、[前項](#)の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、奄美市危険木伐採事業補助金交付取消通知書により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、[前条第1項](#)の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に当該補助金の返還を命ずるものとする。

2 交付決定者は、[前項](#)の規定により補助金の返還を求められたときは、直ちに当該補助金を返還しなければならない。

(様式等)

第15条 この要綱の施行に必要な様式等は，別に定める。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，別に定める。

附 則

この要綱は，令和7年4月1日から施行する。